

総務協議会協議事項

〔 日時 令和3年3月22日(月)
議会運営委員会終了後
場所 第一委員会室 〕

- 所管事項の報告について
 - 1 土地及び建物の寄附受納について
 - 2 令和2年度八戸市一般会計補正予算の専決処分について
 - 3 八戸市市税条例の一部を改正する条例の制定についての専決処分について

土地及び建物の寄附受納について

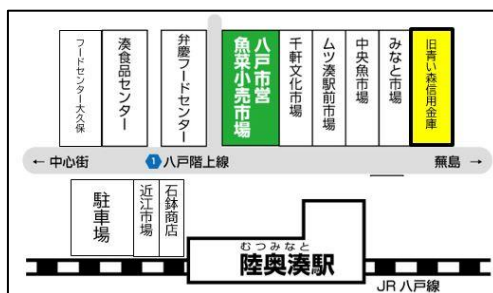
1. 寄附者 青い森信用金庫 理事長 益子 政士
2. 寄附物件
 - (1) 土地 1筆
所 在 八戸市大字湊町字久保 43 番 5
地目・地積 宅地 462.29 m²
 - (2) 建物 1棟
所 在 八戸市大字湊町字久保 43 番 5
用 途 事務所（旧むつ湊支店）
構 造 鉄骨造陸屋根、亜鉛メッキ鋼板葺 2階建（平成7年新築）
延床面積 497.16 m²（1階 297.72 m²、2階 199.44 m²）
3. 寄附受納日 令和3年3月下旬

4. 寄附受納後の用途

下記用途のため、普通財産として貸し付けることとする。

- ・市営魚菜小売市場改修工事期間中の店子仮店舗移転先及び工事現場事務所
- ・陸奥湊駅通り地区まちづくり協議会の活動拠点

5. 位置図及び写真



位置図



外観（正面）



1階（営業フロア）



2階（会議室）

令和2年度八戸市一般会計 補正予算専決処分の概要

処分年月日 令和3年3月31日

◎ 一般会計補正予算

1 歳 出	180,000千円
(1) 職員の退職手当	50,000
(2) 財政調整基金等積立金	100,000
(3) 新型コロナウイルス対策経費（PCR検査手数料）	30,000
2 歳 入	180,000千円
(1) 地方譲与税・交付金等	85,000
(2) 地方交付税	230,000
(3) 国庫支出金（新型コロナウイルス対策経費対応分）	15,000
(4) 市債	△ 150,000

※なお、今後、市債の決定等により金額に変動が生じることから、最終的にそれらの状況を見ながら調整を行い、専決処分するものである。

八戸市市税条例の一部を改正する条例の制定についての専決処分について

処分予定年月日 令和3年3月31日

1 改正の理由

令和3年度税制改正における地方税法の一部改正によるものである。

2 改正の主な内容

《軽自動車税》

(1)環境性能割について、税率1%軽減の適用期間を9か月延長するもの。

令和3年3月31日まで → 令和3年12月31日まで

《固定資産税》

(2)令和3基準年度評価替えに伴い、以下の措置を講じるもの。

①据置年度における土地の価格の下落修正措置を継続（市税条例附則第9条の2関係）

現 行	改 正 後
令和元年度又は令和2年度	令和4年度又は令和5年度

②土地の税負担の調整措置を継続（市税条例附則第10条・第11条関係）

現 行	改 正 後
平成30年度から令和2年度まで	令和3年度から令和5年度まで

令和3年度に限り、負担調整措置により税額が増加する土地について、前年度の税額に据え置く。

(3)条例で特例率を定めることとなっている償却資産の課税標準の特例について、条項ずれ等法改正に伴う所要の改正をするもの。（市税条例附則第8条の2関係）

3 施行期日 令和3年4月1日